

**貼り付け台紙としてご利用ください。**

## 確認書類の添付をお忘れなく！

※①の申請書と一緒にご提出ください。

②本人確認書類

③個人番号(マイナンバー)確認書類

下記の3パターンのうち、いずれかの方法で書類をご用意ください。

マイナンバーカードをお持ちですか？

はい →

### A マイナンバーカード（写し）両面

② 本人確認書類



マイナンバーカード(写し)(表面)

③ 個人番号(マイナンバー)確認書類



マイナンバーカード(写し)(裏面)

公的機関発行の  
**写真付き**本人確認書類  
をお持ちですか？

はい →

### B ②免許証・パスポートなどの（写し） ③マイナンバー通知カード もしくは 住民票（マイナンバー記載あり）（写し）

② 本人確認書類



③ 個人番号(マイナンバー)確認書類



- ・運転免許証
- ・パスポート
- ・身体障害者手帳
- ・精神障害者保健福祉手帳
- ・療育手帳
- ・在留カード
- ・特別永住者証明書

いいえ

※本人確認書類は、運転免許証、パスポートの他に身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳、在留カード、特別永住者証明書、外国人登録証明書、国または地方公共団体が発行した資格証明書(すべて**写真付き**)の中から**1点**ご添付ください。

※マイナンバー通知カードの裏面に住所変更など追記がある場合には、必ず裏面のコピーも提出してください。

### C ②健康保険証・年金手帳など公的書類**2点**以上の写し ③マイナンバー通知カード もしくは 住民票(マイナンバー記載あり)(写し)

② 本人確認書類



健康保険証および年金手帳など  
新富町が認める公的書類**2点以上**の写し

③ 個人番号(マイナンバー)確認書類



※本人確認書類は、健康保険証、年金手帳、印鑑登録証明書、住民基本台帳カード（写真なし）、恩給証書などの中から**2点**ご添付ください。

※マイナンバー通知カードの裏面に住所変更など追記がある場合には、必ず裏面のコピーも提出してください。

令和元年(2019年)寄附分 提出日を記入してください		市町村民税 道府県民税		寄附金税額控除に係る申告特例申請書	
令和元年 6月 13日		整理番号		記入例 押印をしてください 000000000000	
新富町長 殿		フリガナ		シントミ タロウ	
住所 ※住民税が課税されている住所をご記入ください	氏名		新富 太郎		新富
	個人番号 (マイナンバー)		0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0		
電話番号	性別		男 女		
	生年月日		明大昭平 50・12・5		

「個人番号」欄には、あなたの個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号をいう。）を記載してください。

### 個人番号(マイナンバー)を記入してください

あなたが支出した地方団体に対する寄附金について、地方税法附則第7条第1項（第8項）の規定による寄附金税額控除に係る申告の特例（以下「申告の特例」という。）の適用を受けようとするときは、下の欄に必要な事項を記載してください。

（注1） 上記に記載した内容に変更があった場合、申告特例対象年の翌年の1月10日までに、申告特例申請事項変更届出書を提出してください。

（注2） 申告の特例の適用を受けるために申請を行った者が、地方税法附則第7条第6項（第13項）各号のいずれかに該当する場合には、申告特例対象年に支出した全ての寄附金（同項第4号に該当する場合にあっては、同号に係るものに限る。）について申告の特例の適用は受けられなくなります。その場合に寄附金税額控除の適用を受けるためには、当該寄附金税額控除に関する事項を記載した確定申告書又は市町村民税・道府県民税の申告書を提出してください。

## 1. 当団体に対する寄附に関する事項

寄附年月日	寄附金額
(令和元)年 5月 3日	10,000円

## 2. 申告の特例の適用に関する事項

申告の特例の適用を受けるための申請は、①及び②に該当する場合のみすることができます。①及び②に該当する場合、それぞれ下の欄の□にチェックをしてください。

① 地方税法附則第7条第1項（第8項）に規定する申告特例対象寄附者である（確定申告しない）

（注） 地方税法附則第7条第1項（第8項）に規定する申告特例対象寄附者とは、(1)及び(2)に該当すると見込まれる者をいい

**①と②どちらも該当する場合のみ**

**ワンストップ特例の申請が可能です**

月1日の属する年度分の市町村民税・道府県民税について、当該寄附金に係る寄附金税額控除の控除を受ける目的以外に、市町村民税・道府県民税の申告書の提出（当該申告書の提出がされたものとみなされる確定申告書の提出を含む。）を要しない者

② 地方税法附則第7条第2項（第9項）に規定する要件に該当する者である（1年間の寄附先が5自治体以下）

（注） 地方税法附則第7条第2項（第9項）に規定する要件に該当する者とは、この申請を含め申告特例対象年の1月1日から12月31日の間に申告の特例の適用を受けるための申請を行う地方団体の数が5以下であると見込まれる者をいいます。

【新富町使用欄】※記入しないでください

- 押印なし       確認書類なし
- 本人確認書類不足       個人番号確認書類なし
- [有:免・パ・保・年・その他 ( ) ]
- 氏名相違 ( )
- 住所相違 ( )
- 別申請書に添付書類あり（寄附が複数回の場合のみ）
- その他

受付印	入力済
不備連絡	不備処理済

